

令和2年度中山間地域等直接支払交付金の実施状況

中山間地域等直接支払浦幌町基本方針9の規定により、集落協定の概要等を次のとおり公表する。

◎中山間地域等直接支払制度とは

本制度は、中山間地域等において、農業生産の維持を通じて、多面的機能を確保する観点から、平地地域との生産条件の格差について交付金を直接支払うものです。平成12年度から平成16年度までの第1期対策に引き続き、平成17年度から令和元年度までに第2期、第3期、第4期対策を実施してきましたが、本制度の中山間地域に対する政策効果が高く評価されている現状を踏まえ、令和2年度より第5期の5か年対策が実施されることとなりました。しかしながら、過去20年間の取組を通じて、中山間地域の衰退は着実に進行しており、制度運用の弾力的見直しを講じた上で、新たな対策が始まったところです。

本町の対象地域においては、離農等による農地の遊休地化が懸念されているところであり、今回の制度改正のもと、農業生産活動の継続に向けた取組を促進するために、交付単価を一定の要件のもとに、1.5円/㎡となっております。



農道の枝打ちの様子

◎集落協定の概要

集落名	協定参加者数	協定農用地面積	交付金額	主な取組内容
豊北	17名	427ha	6,336千円	<ul style="list-style-type: none"> 農業生産活動に向けた活動 水路の清掃、草刈り（豊北排水管理組合への助成） 公共牧場の管理 堆きゅう肥の還元 廃プラスチックの共同処理 廃農機具の撤去 集会所等の環境整備 良質乳生産に係る自主検査
静勝	9名	440ha	6,556千円	<ul style="list-style-type: none"> 農業生産活動に向けた活動 公共牧場の管理 農道の簡易補修 エゾシカ被害防止対策の実施 集会所等の環境整備 廃プラスチックの共同処理 堆きゅう肥の還元 口蹄疫対策
直別	4名	117ha	1,709千円	<ul style="list-style-type: none"> 農業生産活動に向けた活動 営農用水施設の共同維持管理 エゾシカ被害防止対策の実施 廃プラスチックの共同処理 堆きゅう肥の還元 集会所等の環境整備